

青年部会規約

(名 称)

第1条 この会は、公益社団法人山形県トラック協会（以下「県ト協」という。）青年部会という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は県ト協内に置く。

(目 的)

第3条 この会は青年層を結集し、人間的交流と切磋琢磨を通じ、経営幹部としての自覚と資質の向上を期するとともに、次代を担う経営者並びに管理者を中心とする人材育成とボランティア活動を通じて地域福祉の増進に貢献し、トラック業界の地位向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、その目的を達成するため、県ト協及び全ト協の各年度の青年部会活動に係る事業計画を推進するとともに次の事業を行う。

- (1) 人材育成のための教育研修
- (2) 青年部会員の交流及び情報交換
- (3) 近代化・合理化の調査研究及び業界の課題や実輸送における調査研究
- (4) 各委員会事業の推進
- (5) イメージアップのための事業
- (6) トラックの日事業の実施
- (7) 東北六県トラック協会連合会青年部会の開催と参加
- (8) (公社)全日本トラック協会青年部会全国大会の開催支援と参加
- (9) その他

(構 成)

第5条 この会は県ト協会員で、青年部活動に賛同される青年層を以って構成する。

(入 会)

第6条 本会の入会は、各支部青年部会で別に定める書式に記載内容を付記して入会した者とする。

(退 会)

第7条 本会の退会を希望する者は書面を以って退会届を提出し、退会することが出来る。

(役 員)

第8条 この会に次の役員を置く。

部会長1名、部会長代行1名、副部会長4名、幹事5名以内とし、必要に応じて相談役を設けることができる。

(役員を選出及び任期)

- 第9条 役員は総会において会員の中から選出する。
- 2 部長、部長代行、副部長、幹事は役員の中から互選により決定する。
 - 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 4 補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

- 第10条 部長は、会務を統括するとともに連絡調整に当たる。
- 2 部長代行は、部長を補佐し職務を代行する。
 - 3 副部長は、部長・部長代行を補佐し事故あるときは職務を代行する。
 - 4 幹事は役員会に出席し、会務を執行する。

(役員会)

- 第11条 この会に青年部会事業計画と県ト協へ事業予算の策定、並びにこれら運営に当たるため、部長、部長代行、副部長及び幹事で構成する役員会を設ける。
- 2 役員会は、部長が議長となる。
 - 3 部長は、必要に応じ相談役を役員会に出席させることができる。
 - 4 役員会は、役員の過半数の出席により成立し、出席の過半数で決する。

(総会)

- 第12条 総会は、通常総会と臨時総会とし、部長が議長となる。
- 2 通常総会毎年開催する。
 - 3 臨時総会は部長が必要と認めた場合、開催する事ができる。
 - 4 総会は、会員の過半数の出席により成立し、その議決権の過半数で決する。

(経費)

- 第13条 この会の事業経費は県ト協事業予算を以って行う。
- 2 その他経費は、必要に応じて都度臨時徴収する。

(委員会)

- 第14条 本会の事業の円滑な運営を図るため、総会の決議を得て委員会を置くことができる。
- 2 委員会の正副委員長は、役員会の決議を得て役員の中から選出する。
 - 3 委員会の規約は別に定める。
 - 4 委員会の決議事項は、役員会の承認を得なければならない。

(事務局)

- 第15条 この会に事務局を置き、その事務局は県ト協業務部行う。

(その他)

- 第16条 この規約の改正は、総会の過半数の決議を必要とする。

(実施期日)

この規則は、平成6年9月5日から実施する。

改正 平成7年7月21日

改正 平成8年7月11日

改正 平成12年7月28日

改正 平成13年7月21日

改正 平成26年5月23日